



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

- 教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例……………(教育総務課)……………3
- 大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………(保険医療課)……………4
- 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………(自治振興課)……………4

### 規則

- 大和高田市退職手当審査会規則……………(人事課)……………4
- 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第4項の規定に基づき救急医療に対応するために待機する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則の一部を改正する規則……………(市立病院総務企画課)……………5

### 訓令

- 大和高田市事業所の男女共同参画推進状況アンケート調査業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱……………(人権施策課)……………5
- 大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(広報情報課)……………7
- 大和高田市ホームページリニューアル業務プロポーザル審査委員会設置要綱……………( )……………8

### 告示

- 大和高田市業者選定等審査会要綱の一部を改正する告示……………(契約監理室)……………9
- 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)等の要領の公表……………(財政課)……………9
- 指定管理者の公募……………(都市計画課)……………16
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課)……………17
- 違反広告物の保管……………(都市計画課)……………17
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……………18
- 公共工事発注見通しの公表……………(契約監理室)……………19

### 公告

- 平成22年度秋期急性灰白髄炎予防接種の実施……………(健康増進課)……………19
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課)……………20
- 住民記録関連システム再構築業務委託事業者の選定に係る手続開始の公告……………(広報情報課)……………20
- 給配水管移設工事(Y01)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……………21
- 平成22年度高齢者インフルエンザ予防接種の実施……………(健康増進課)……………23
- 市有地の売却……………(財産管理課)……………24
- 市有地の売却……………( )……………27
- 大和高田市ホームページリニューアル業務委託事業者の選定に係る手続開始の公告……………(広報情報課)……………30
- 公売公告兼見積価額公告……………(収納対策室)……………31

### 教育委員会

○児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則……………	(学 校 教 育 課)	……33
○教育委員会10月臨時委員会の招集……………	(教 育 総 務 課)	……34
○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する 告示……………	(        //        )	……34
○教育委員会10月定例委員会の招集……………	(        //        )	……35
<b>選挙管理委員会</b>		
○平成22年9月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有 する総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数等……………	(選 挙 管 理 委 員 会)	……35
○選挙管理委員会の招集……………	(        //        )	……35
○選挙管理委員会の招集……………	(        //        )	……35
<b>監査委員</b>		
○平成21年度出資団体の監査結果……………	(監 査 委 員)	……36
<b>農業委員会</b>		
○農業委員会10月定例委員会の招集……………	(農 業 委 員 会)	……37
<b>公営企業</b>		
○指定給水装置工事事業者の指定……………	(水 道 工 務 課)	……38

公布された条例のあらまし

◇教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由  
一般職(医療職を除く。)の職員の給与の額を減ずるための特例措置が3年間延長されたことに伴い、教職調整額についても100分の3の減額を引き続き行うものです。
- 2 改正の内容  
給料表の2級又は1級が適用される教育職員に支給する教職調整額の減額特例措置を平成25年3月31日まで延長します。
- 3 施行期日  
公布の日(平成22年9月15日)
- 4 適用期日  
平成22年4月1日

◇大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由  
国民健康保険法の一部改正に伴い、同法の引用条項について規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容  
第8条第1項中「第72条の5」を「第72条の4」に改めます。
- 3 施行期日  
公布の日(平成22年9月15日)

◇大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由  
児童扶養手当法等の一部改正により父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことに伴い、当該手当と消防団員等の公務災害補償との受給調整を行うものです。
- 2 改正の内容  
条例附則第5条第7項(消防団員等の公務損害補償と児童扶養手当との調整を図るための規定)における児童扶養手当法の引用規定を整備します。
- 3 施行期日  
公布の日(平成22年9月15日)
- 4 適用期日  
平成22年8月1日

条 例

条例第29号

教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

**条例第30号**

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険条例(昭和36年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**条例第31号**

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成22年8月1日から適用する。

**規 則****規則第22-3号**

大和高田市退職手当審査会規則を次のように定める。

平成21年6月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市退職手当審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号。以下「条例」という。)第19条第6項の規定に基づき、大和高田市退職手当審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 人事行政に関し識見を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員は、条例第19条第2項の規定による諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第3条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議、議事録及び議事要旨並びに会議資料は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、公開とすることができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、企画政策部人事課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 規則第34号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第4項の規定に基づき救急医療に対応するために待機する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年8月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第4項の規定に基づき救急医療に対応するために待機する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第4項の規定に基づき救急医療に対応するために待機する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則(平成20年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1項中「小児科」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日から引き続いて行われる勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

## 訓 令

### 訓令第12号

大和高田市事業所の男女共同参画推進状況アンケート調査業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年6月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市事業所の男女共同参画推進状況アンケート調査業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市内の事業所における男女共同参画推進状況に関するアンケート調査業務の実施に当たり、調査業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市事業所の男女共同参画推進状況アンケート調査業務委託業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 人権施策課長
- (2) 産業振興課長
- (3) 人権施策課長補佐
- (4) 広報情報課長補佐
- (5) 人権施策課男女共同参画推進係長
- (6) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有すると市長が認める者

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、最初に招集される委員会の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

5 委員長は、必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部人権施策課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年6月25日から施行する。  
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成22年8月31日限り、その効力を失う。

#### 訓令第14号

大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。  
平成22年9月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 行財政改革及び情報化事業適正化の一環として、住民情報システム、財務会計システムその他の事務処理システム(以下「住民情報システム等」という。)を再構築するに当たり、最適な事業者を選定するため、大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 住民情報システム等再構築業務を委託する事業者(以下「委託事業者」という。)の選定に関する事項
- (2) その他住民情報システム等を再構築するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 改革推進局理事
- (3) 企画政策部長
- (4) 財務部長
- (5) 市民部長
- (6) 福祉部長
- (7) 保健部長
- (8) 会計管理者
- (9) 奈良県の職員 1人

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から住民情報システム等の委託事業者の選定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、改革推進局理事及び企画政策部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。



- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画政策部広報情報課において処理する。

（委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

## 訓令第15号

大和高田市ホームページリニューアル業務プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年10月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市ホームページリニューアル業務プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市ホームページリニューアル業務を実施するに当たり、業務委託に係る受託事業者（以下「受託者」という。）の特定を公募型プロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市ホームページリニューアル業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- （1） 提案書、プレゼンテーション等による総合評価に関する事項
- （2） 受託候補者の選定に関する事項
- （3） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、市長が任命する。

2 委員長は、企画政策部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 広報情報課長
- （2） 保育課長

4 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、広報情報課長がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から受託者の特定の日までとする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の非公開）

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

（庶務）



第7条 委員会の庶務は、企画政策部広報情報課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年10月13日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、市長が受託者を特定した日限り、その効力を失う。

## 告 示

### 告示第98-2号

大和高田市業者選定等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年7月26日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市業者選定等審査会要綱の一部を改正する告示

大和高田市業者選定等審査会要綱(平成14年告示第72-2号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「物品の購入」の次に「(病院事業に係る医薬品及び医療機器の購入を除く。以下同じ。)」を加える。

附 則

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

### 告示第109号

平成22年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成22年9月15日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- 1 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)
- 2 平成22年度大和高田市国民健康保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 平成22年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 6 平成22年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)

平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)

平成22年度大和高田市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212,201千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,531,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		6,470,000	27,150	6,497,150
	1 地方交付税	6,470,000	27,150	6,497,150
11 分担金及び負担金		272,889	13,230	286,119
	2 負担金	269,389	13,230	282,619
12 使用料及び手数料		638,868	20,000	658,868
	1 使用料	345,285	18,500	363,785
	2 手数料	293,583	1,500	295,083
13 国庫支出金		3,858,310	6,633	3,864,943
	1 国庫負担金	3,579,708	6,633	3,586,341
14 県支出金		1,197,319	129,598	1,326,917
	2 県補助金	341,269	129,598	470,867
17 繰入金		1	5,000	5,001
	1 基金繰入金	1	5,000	5,001
18 諸収入		220,024	7,190	227,214
	4 雑入	203,502	7,190	210,692
19 市債		1,628,100	3,400	1,631,500
	1 市債	1,628,100	3,400	1,631,500
歳入合計		22,319,072	212,201	22,531,273

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,148,534	41,136	2,189,670
	1 総務管理費	1,605,388	47,136	1,652,524
	5 統計調査費	48,140	△6,000	42,140
3 民生費		9,232,387	43,628	9,276,015
	1 社会福祉費	3,350,160	7,239	3,357,399
	2 児童福祉費	3,215,603	14,941	3,230,544
	3 生活保護費	2,666,320	21,448	2,687,768
4 衛生費		2,427,279	45,003	2,472,282
	1 保健衛生費	812,769	33,603	846,372
	2 清掃費	1,614,510	11,400	1,625,910
6 農林水産業費		153,678	13,033	166,711
	1 農業費	153,678	13,033	166,711
7 商工費		114,219	△5,100	109,119
	1 商工費	114,219	△5,100	109,119
8 土木費		1,349,633	63,676	1,413,309
	1 土木管理費	116,348	△3,533	112,815
	2 道路橋りょう費	60,014	14,230	74,244
	3 都市計画費	1,017,459	52,587	1,070,046
	4 住宅費	155,812	392	156,204
9 消防費		845,010	1,500	846,510
	1 消防費	845,010	1,500	846,510
10 教育費		1,920,858	9,325	1,930,183
	1 教育総務費	287,961	9,284	297,245
	2 小学校費	280,332	2,449	282,781
	3 中学校費	120,169	△2,408	117,761
歳出合計		22,319,072	212,201	22,531,273

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
オープンシステム開発委託料 (住民記録)	平成23年度末まで	90,195
河川応急対策工事	平成23年度末まで	24,420
大和高田市総合公園施設指定管理料	平成27年度末まで	140,000

(22-一般会計-8月補正)

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所耐震 補強事業	千円 7,500	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場合 にはその債権 者と協定する ものによる。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えするこ とができる。	千円 7,900	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場合 にはその債権 者と協定する ものによる。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えするこ とができる。
本郷大中線 街路事業	38,200	"	"	"	40,300	"	"	"
総合公園整備事業	13,500	"	"	"	14,400	"	"	"

平成22年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,213,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		410,035	947	410,982
	1 一般会計繰入金	410,034	947	410,981
歳入合計		8,212,812	947	8,213,759

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		179,797	947	180,744
	1 総務管理費	155,040	947	155,987
歳出合計		8,212,812	947	8,213,759

平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,127,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		3,010	202	3,212
	2 雑入	3,000	202	3,202
歳入合計		2,127,100	202	2,127,302

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		932,898	202	933,100
	1 下水道事業費	932,898	202	933,100
歳出合計		2,127,100	202	2,127,302

平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,417,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		0	72,326	72,326
	1 繰越金	0	72,326	72,326
9 諸収入		1,371	101	1,472
	3 雑入	1,301	101	1,402
歳入合計		4,345,100	72,427	4,417,527

「第8款 繰越金」の新設により、「第8款 諸収入」を「第9款 諸収入」に改める。

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		1,535	72,427	73,962
	1 償還金及び還付加算金	1,535	72,427	73,962
歳出合計		4,345,100	72,427	4,417,527

平成22年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,980千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ539,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額



は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		187,393	947	188,340
	1 一般会計繰入金	187,393	947	188,340
3 繰越金		0	2,645	2,645
	1 繰越金	0	2,645	2,645
4 諸収入		7,724	△612	7,112
	2 雑入	7,664	△612	7,052
歳入合計		537,000	2,980	539,980

「第3款 繰越金」の新設により、「第3款 諸収入」を「第4款 諸収入」に改める。

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		44,065	947	45,012
	1 総務管理費	42,614	947	43,561
2 後期高齢者医療広域連合負担金		484,898	2,033	486,931
	1 後期高齢者医療広域連合負担金	484,898	2,033	486,931
5 諸支出金		1,000	0	1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000	0	1,000
歳出合計		537,000	2,980	539,980

平成22年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成22年度大和高田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度大和高田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業 (既決業務の予定額) (補正業務の予定額) (計)  
イ.配水管布設、布設替及び移設工事 348,760千円 17,405千円 366,165千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	2,002,489千円	1,500千円	2,003,989千円
第1項 営業収益	2,000,618千円	1,500千円	2,002,118千円
	支 出		



(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 水道事業収益	1,924,533千円	1,500千円	1,926,033千円
第1項 営業収益	1,805,565千円	1,500千円	1,807,065千円

第4条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「438,121千円」を「449,187千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「13,789千円」を「15,027千円」に、建設改良積立金「197,567千円」を「207,395千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的収入	236,624千円	6,339千円	242,963千円
第1項 負担金	136,624千円	6,339千円	142,963千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	674,745千円	17,405千円	692,150千円
第1項 建設改良費	454,308千円	17,405千円	471,713千円

**告示第110号**

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第2条第1項の規定により、次の公の施設の指定管理者の公募を行いますので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年9月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 管理を行う公の施設の名称及び所在地

- (1) 施設の名称  
大和高田市総合公園施設
- (2) 施設の所在地  
大和高田市大字西坊城414番地

2 施設の概要

- (1) 設置目的  
市民の休息、心身の健全な発達及びスポーツの振興を図ること。
- (2) 建物等概要
  - ア テニスコート（6面）
  - イ 多目的グラウンド（12,300㎡）
  - ウ プール棟（平成6年12月25日竣工。多目的室、屋内プール、フィットネスルーム。通称名「コミュニティプール」）  
鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建  
建築面積（1,945㎡）、延床面積（2,480㎡）

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合公園施設条例（平成17年条例第27号）第14条に規定する業務

4 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

5 申請の方法

指定の申請は、指定申請書（大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第26号）様式第1号）の持参（郵送等による提出はできません。）によるものとする。

6 指定申請書の受付等

(1) 受付期間

平成22年10月18日から平成22年10月25日まで

ただし、土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

(4)の提出先へ持参によるものとする。

(4) 提出先

大和高田市役所 環境建設部 都市計画課

告示第111号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成22年9月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成22年9月30日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成22年6月2日、同月7日、同月10日、同月16日、同月22日、同月24日、同月28日

告示第112号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成22年9月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	中山葬祭	はり札	2	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
2	ニチデン	はり札	4	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
3	かつらぎ整骨医院	はり札	1	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
4	ヨイヨイオート	はり札	1	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
5	理創住販	はり札	1	市内	9/22	9/22	市西側駐車場

6	自民党	はり札	2	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
7	共産党	はり札	2	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
8	民主党	はり札	11	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
9	ラピ	はり札	1	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
10	三貴ホーム	はり札	16	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
11	レンタルハウス三栄	はり札	24	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
12	有宏社	はり札	10	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
13	自民党	立看板	5	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
14	共産党	立看板	3	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
15	(株)大地不動産	立看板	3	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
16	豊富住建	立看板	1	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
17	磯野西自治会案内板	立看板	1	市内	9/22	9/22	市西側駐車場
18	神楽地区商工案内板	立看板	1	市内	9/22	9/22	市西側駐車場

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

#### 告示第114号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月30日

大和高田市長 吉田誠克

##### 1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

##### 2. 移動年月日

平成22年9月2日、同月6日、同月8日、同月14日、同月16日、同月24日、同月29日

##### 3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

##### 4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

##### 5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

##### 6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
  - ア. 移動費 2,000円
  - イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第115号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条に基づき、平成22年10月以降における本市の公共工事発注の見通しを次のとおり公表します。

平成22年10月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 公共工事発注の見通し公表書の閲覧所

大和高田市環境建設部契約監理室

2 閲覧所の閲覧期間及び閲覧時間

平成22年10月1日から平成23年3月31日まで

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

3 閲覧所の休業日

大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日

公 告

公告第94号

平成22年度秋期急性灰白髄炎予防接種を下記のとおり行いますので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告します。

平成22年9月14日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1 予防接種の種類 急性灰白髄炎予防接種
- 2 予防接種対象者の範囲 生後3か月から7歳6か月に至るまでの間にある者  
(生後18か月に達するまでの期間に2回受けることが望ましい。)
- 3 実施日時及び場所

実施月日	場 所	校 区	実施月日	場 所	校 区
9月28日	保健センター	菅原校区	10月25日	保健センター	高田校区
9月29日	保健センター	浮孔校区	10月26日	保健センター	陵西校区
9月30日	保健センター	片塩校区	10月27日	保健センター	磐園校区
10月1日	保健センター	土庫・浮西校区	受付時間はいずれも午後1時30分から午後2時30分まで		

※ 実施日時及び校区は厳守してください。

- 4 予防接種を受けることが適当でない者(予防接種不相当者)
- (1) 明らかな発熱を呈している者
    - ※ 接種会場で測定した体温が37.5度を越えた者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (4) 妊娠していることが明らかな者
  - (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者(予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)から一部引用)
- 5 予防接種を受けるに際し注意を要する者(予防接種要注意者)
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
  - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
  - (4) 過去にけいれんの既往のある者
  - (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - (6) 他の生ワクチン(麻しん、風しん、BCG等)の接種を受けた後27日以上経過していない者又は不活性ワクチン(DPT、DT、日本脳炎等)の接種を受けた後6日以上経過していない者
- 6 注意事項
- (1) 下痢のある場合は、延期しましょう。
  - (2) 大和高田市に住民登録又は外国人登録していない人は、受けられません。
  - (3) 当日接種会場で検温、医師による診察及び予診票の記入確認、保護者の方の承諾をしていただきますのでご了承ください。

#### 公告第95号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年9月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

#### 公告第96号

下記の委託業務について、受託事業者の選定に係る手続を開始するので公告する。

平成22年9月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 1 名 称 住民記録関連システム再構築業務委託
- 2 概 要 本市は、「IT推進中期計画」に基づき、従来の汎用機を中心としたシステム構成からオープン化(ASP・SaaS利用を含む)による全体最適化を図ることができる新システムへと刷新することで、コスト削減だけでなく、業務効率及び住民サービスの向上を見据え、将来にわたって持続可能なシステムに再構築することを目指している。その第一段階として、住民記録関連システムの最適化を行うことを考えており、民間の高度な専門知識・技術やノウハウなどを活用した業務実施の提案を得るため、公募により本業務委託の受託事業者を決定する。

- 3 契約期間 契約締結の日から平成23年9月30日まで
- 4 詳細 大和高田市住民記録関連システム再構築業務委託に係る事業者選定実施要領（大和高田市ホームページからダウンロード可能）及び大和高田市住民記録関連システム再構築業務委託調達仕様書（企画政策部広報情報課情報管理係において配布）に定めるとおりとする。

**公告第97号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年9月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	給配水管移設工事（Y01）
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。</li> <li>（2）大和高田市内に本店を有する者であること。</li> <li>（3）石綿作業主任者を配置することができる者であること。</li> <li>（4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</li> <li>（5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</li> <li>（6）大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</li> </ul>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</li> <li>（2）申請書とともに5の（3）の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。</li> <li>（3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</li> <li>（4）受付期間 平成22年9月24日（金）から平成22年9月28日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</li> <li>（5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</li> <li>（6）受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</li> </ul>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）郵送日 平成22年9月28日（火）</li> <li>（2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書</li> </ul>

	及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年9月24日(金)から平成22年10月1日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年9月24日(金)から平成22年10月1日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市上下水道部 水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850 (4) 回答期限 平成22年10月1日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年10月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年10月8日(金)午前9時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格と最低制限価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比	¥11,610,000円(消費税等抜き)



較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第98号

平成22年度高齢者インフルエンザ予防接種を下記のとおり行いますので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告します。

平成22年9月30日

大和高田市長 吉田誠克

#### 記

- 1 予防接種の種類 高齢者インフルエンザ予防接種
- 2 予防接種対象者の範囲
  - ① 65歳以上の者
  - ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者  
(身体障害者手帳1級保持者)
- 3 実施場所 市内インフルエンザ予防接種指定実施医療機関  
(別紙のとおり)
- 4 実施時期 平成22年10月1日～平成23年1月31日
- 5 接種費用 1,000円
- 6 接種回数 1回
- 7 予防接種を受けることが適当でない者(接種不適当者)
  - (1) 明らかな発熱を呈している者  
※ 接種会場で測定した体温が37.5度を越えた者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっている者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者
  - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
  - (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者  
(予防接種法施行規則(昭和23年8月10日厚生省令第36号)から一部引用)
- 8 予防接種を受けるに際し注意を要する者(接種要注意者)
  - (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
  - (2) 過去にけいれん既往のある者
  - (3) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- 9 その他
  - (1) 接種を行うに際し、対象者の接種を受ける希望の有無を確認します。対象者の意思確認が

困難な場合は、家族又はかかりつけ医師等の協力により対象者本人の意思確認をすることとし、接種希望であることが確認できた場合に接種を行います。最終的に対象者の意思を確認ができない場合は接種できません。

(2) 意思確認を含む予診の結果、接種を行わないこととした者に対しては、接種を受けなかったことによりインフルエンザに罹患あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生した場合は大和高田市(大和高田市から委託を受けている医師)には、その責任はありません。

## 公告第99号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告します。

平成22年10月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

### 1 売却物件

物件番号	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	地目	用途地域	建ぺい率/容積率	最低売却価格(円)
1	市場 430-9	236.39	宅地	第一種住居地域	60/200	6,150,000

### 2 入札参加に際しての注意事項

現状のままで建物(いこいの家)・工作物の解体費を差引いて売却しますので、落札者の責任で速やかに解体してください。

### 3 入札参加者の資格及び条件

入札参加者は、市場(市場自治会の範囲)に事業所を有する法人又は住民票を登録している個人若しくは居住の個人の方とします。ただし、次の(1)から(7)のいずれかに該当する方は参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過しないもの
- (3) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に規定する暴力団及びその構成員
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (6) 市税を滞納している者
- (7) その他市長が不適当と認める者

### 4 入札参加申込書及び関係書類の配布

入札に参加を希望される方は、入札参加申込書、公函等の関係書類を配布いたします。

場所 大和高田市役所 財務部財産管理課 文書管財係(本庁2階)

### 5 入札参加申込期間・場所

- (1) 期間 平成22年10月15日(金)午前9時から  
平成22年12月25日(月)午後5時まで  
(土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。)
- (2) 場所 大和高田市役所 財務部 財産管理課 文書管財係(本庁2階)
- (3) 申込方法 持参の方法に限ります。(郵送、電話、ファックス等による受付は行いません。)

### 6 申込みに必要な書類

入札参加希望者は、申込期間内に次に掲げる書類を直接持参して申込みを行ってください。郵送、電話、ファックス等による受付は行いません。

- ① 市有地売却入札参加申込書(実印)

## ② 誓約書(実印)

③ 申請書が個人である場合には、当該申請書に係る印鑑登録証明書、住民票謄本又は抄本、平成21年度市県民税・固定資産税・軽自動車税の納税証明書

④ 申請者が法人である場合には、印鑑証明書、会社法人用登記事項証明書、代表者事項証明書、定款、平成21年度法人市民税・法人固定資産税・法人軽自動車税の納税証明書

※ ③、④については、発行後、3ヶ月以内の原本に限ります。

## 7 受付及び審査

上記書類を提出された方には、受付手続終了後、入札参加資格条件に係る審査を行います。審査の結果、参加資格を有すると認められた方には、参加申込書に受付印を押印した写しをお渡ししますので、入札日まで大切に保管してください。

## 8 入札参加説明会

平成22年11月8日(月) 午前10時00分 市役所3階 東会議室

入札の方法、手続についての説明を行います。

## 9 入札の辞退

(1) 入札前においては、辞退届を入札日の前日までに財産管理課へ提出してください。

(2) 入札執行中において入札を辞退するときは、入札執行者に辞退の旨を明記した入札書を提出してください。

## 10 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収いたします。

※ 当該違約金を納められない場合、本市の定める大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)の規定により、措置を講じることとなります。

## 11 入開札の日時及び場所

平成22年11月10日(水) 午前10時00分 市役所3階 東会議室

## 12 入札日当日の流れ

## (1) 入札参加者の確認

本人確認を行いますので、市の受付印が押印されている入札参加申込書の写しをご提示ください。

## (2) 入札会場にて

入札参加者は、入札に関し市の担当職員の指示に従ってください。

入札に際しては、入札執行者の指示に従い、入札者は「入札書」に必要な事項を記載し記名押印のうえ、封書(任意)にて所定の入札箱に投入していただきます。(郵送等による入札は、認めません。)

① 各自の見積金額は、入札用紙に右詰めで物件の価格を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

② 入札者は、その事由のいかんにかかわらず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

③ 入札者は、入札者の住所、氏名(法人にあつては商号名称及び代表者名)を記入の上、必ず印鑑証明書に登録された印鑑(委任状の受任者にあつては委任状に押印された受任者の印鑑)を押印してください。

④ 代理人が入札を行う場合、入札書の住所・氏名は代理人が記入してください。

⑤ 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## (3) 開札

- ① 開札は、入札場所において投入終了後、直ちに入札者立会いのもとで行います。
- ② 開札の結果、市の最低売却価格以上かつ有効札の最高価格による入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きによって落札者を決定します。  
※ 同価格で入札した者は、すべて「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできません。
- ③ 落札者には、入札終了後、直ちに契約手続きの説明を行います。

### 1.3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に記載され又は記録された入札金額その他記載事項が確認できない入札
- (4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札金額を加除訂正した入札
- (8) 郵送等により送付された入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長の定める入札条件に違反した入札

### 1.4 契約の締結等

売買契約の締結等は、以下のとおりとします。

- (1) 土地売買契約の締結は、落札決定の日から10日以内に行いますので、あらかじめ約束した日に大和高田市財産管理課まで来ていただきます。  
その際に、契約の締結をしていただき、今後の手続き（売買代金の支払い方法、登記手続等）の説明を行います。  
なお、この期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となります。
- (2) 落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできません。

### 1.5 契約保証金

免除します。

### 1.6 売買代金の支払方法

土地売買契約締結後、売買代金を納入通知書発行日を含めて30日以内に支払していただきます。

### 1.7 契約条件

- (1) 所有権の移転等
  - ① 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に土地を引き渡すものとします。
  - ② 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行います。
- (2) 契約費用及び公租公課等
  - ① 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となります。
  - ② 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。
  - ③ 売買契約代金完納後の公租公課は、買受人の負担となります。
  - ④ その他契約に要する費用は、買受人の負担となります。
- (3) 損害の賠償等  
契約締結後に、物件に数量の不足、その他かくれた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は、契約の解除をすることができません。

### 1.8 問い合わせ先

大和高田市役所 財務部 財産管理課 文書管財係

電話 0745-22-1101 内線224・228

**公告第100号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

平成22年10月1日

大和高田市長 吉田誠克

## 1 売却物件

物件番号	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	地目	用途地域	建ぺい率/容積率	最低売却価格(円)
1	曙町800-13	158.66	宅地	第一種住居地域	60/200	6,090,000
2	曙町809-14	296.39	宅地	第一種住居地域	60/200	11,280,000
3	曙町747-7	201.84	宅地	第一種住居地域	60/200	7,680,000
4	曙町747-12	200.00	宅地	第一種住居地域	60/200	7,610,000
5	曙町685-3	243.72	雑種地	第一種住居地域	60/200	9,290,000
6	曙町685-5	272.37	宅地	第一種住居地域	60/200	8,590,000

## 2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状のままで工作物の撤去費を差引いて売却しますので、落札者の責任で工作物の撤去をしてください。
- (2) 物件番号6の既存建物は、落札者が速やかに解体してください。

## 3 入札参加者の資格及び条件

入札参加者は、曙町・材木町の一部（昭和53年度から大和高田市が曙町地内で実施した事業により転居された方が居住する区域）に事業所を有する法人又は住民票を登録している個人若しくは居住している個人の方とします。ただし、次の（1）から（7）のいずれかに該当する方は参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過しない者
- (3) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に規定する暴力団及びその構成員
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (6) 市税を滞納している者
- (7) その他市長が不適当と認める者

## 4 入札参加申込書及び関係書類の配布

入札に参加を希望される方は、入札参加申込書、公函等の関係書類を配布いたします。

場所 大和高田市役所 財務部財産管理課 文書管財係（本庁2階）

## 5 入札参加申込期間・場所

- (1) 期間 平成22年10月15日（金）午前9時から  
平成22年10月25日（月）午後5時まで  
（土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。）
- (2) 場所 大和高田市役所 財務部財産管理課 文書管財係（本庁2階）
- (3) 申込方法 持参の方法に限ります。（郵送、電話、ファックス等による受付は行いません。）

## 6 申込みに必要な書類

入札参加希望者は、申込期間内に次に掲げる書類を直接持参して申込みを行ってください。郵送、電話、ファックス等による受付は行いません。

- ① 市有地売却入札参加申込書(実印)
  - ② 誓約書(実印)
  - ③ 申請書が個人である場合には、当該申請書に係る印鑑登録証明書、住民票謄本又は抄本、平成21年度市県民税・固定資産税・軽自動車税の納税証明書
  - ④ 申請者が法人である場合には、印鑑証明書、会社法人用登記事項証明書、代表者事項証明書、定款、平成21年度法人市民税・法人固定資産税・法人軽自動車税の納税証明書
- ※ ③、④については、発行後、3ヶ月以内の原本に限ります。

## 7 受付及び審査

上記書類を提出された方には、受付手続終了後、入札参加資格条件に係る審査を行います。審査の結果、参加資格を有すると認められた方には、参加申込書に受付印を押印した写しをお渡ししますので、入札日まで大切に保管してください。

## 8 入札参加説明会

平成22年11月8日(月) 午前10時00分 市役所3階 東会議室  
入札の方法、手続についての説明を行います。

## 9 入札の辞退

- (1) 入札前においては、辞退届を入札日の前日までに財産管理課へ提出してください。
- (2) 入札執行中において入札を辞退するときは、入札執行者に辞退の旨を明記した入札書を提出してください。

## 10 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収いたします。

※ 当該違約金を納められない場合、本市の定める大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)の規定により、措置を講じることとなります。

## 11 入開札の日時及び場所

平成22年11月10日(水) 午前10時00分 市役所3階 東会議室

## 12 入札日当日の流れ

- (1) 入札参加者の確認  
本人確認を行いますので、市の受付印が押印されている入札参加申込書の写しをご提示ください。
  - (2) 入札会場にて  
入札参加者は、入札に関し市の担当職員の指示に従ってください。  
入札に際しては、入札執行者の指示に従い、入札者は「入札書」に必要な事項を記載し記名押印のうえ、封書(任意)にて所定の入札箱に投入していただきます。(郵送等による入札は、認めません。)
- ① 各自の見積金額は、入札用紙に右詰めで物件の価格を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
  - ② 入札者は、その事由のいかんにかかわらず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
  - ③ 入札者は、入札者の住所、氏名(法人にあっては商号名称及び代表者名)を記入の上、必ず印鑑証明書に登録された印鑑(委任状の受任者にあっては委任状に押印された受任者の印鑑)を押印してください。
  - ④ 代理人が入札を行う場合、入札書の住所・氏名は代理人が記入してください。
  - ⑤ 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## (3) 開札

- ① 開札は、入札場所において投入終了後、直ちに入札者立会いのもとで行います。
- ② 開札の結果、市の最低売却価格以上かつ有効札の最高価格による入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きによって落札者を決定します。  
※ 同価格で入札した者は、すべて「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできません。
- ③ 落札者には、入札終了後、直ちに契約手続きの説明を行います。

## 1.3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に記載され又は記録された入札金額その他記載事項が確認できない入札
- (4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札金額を加除訂正した入札
- (8) 郵送等により送付された入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長の定める入札条件に違反した入札

## 1.4 契約の締結等

売買契約の締結等は、以下のとおりとします。

- (1) 土地売買契約の締結は、落札決定の日から10日以内に行いますので、あらかじめ約束した日に大和高田市財産管理課まで来ていただきます。  
その際に、契約の締結をしていただき、今後の手続き（売買代金の支払い方法、登記手続等）の説明を行います。  
なお、この期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となります。
- (2) 落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 1.5 契約保証金

免除します。

## 1.6 売買代金の支払方法

土地売買契約締結後、売買代金を納入通知書発行日を含めて30日以内に支払っていただきます。

## 1.7 契約条件

- (1) 所有権の移転等
  - ① 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に土地を引き渡すものとします。
  - ② 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行います。
- (2) 契約費用及び公租公課等
  - ① 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となります。
  - ② 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。
  - ③ 売買契約代金完納後の公租公課は、買受人の負担となります。
  - ④ その他契約に要する費用は、買受人の負担となります。

## (3) 損害の賠償等

契約締結後に、物件に数量の不足、その他かくれた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は、契約の解除をすることができません。

## 1.8 問い合わせ先



大和高田市役所 財務部 財産管理課 文書管財係  
電話 0745-22-1101 内線224・228

### 公告第101号

下記の委託業務について、受託事業者の選定に係る手続を開始するので公告する。

平成22年10月1日

大和高田市長 吉田誠克

#### 記

- 1 名称 大和高田市ホームページリニューアル業務委託
- 2 概要 大和高田市のホームページは、平成11年の開設以来、市に関する情報を発信してきました。しかし現在、取り扱う情報量の増加やページ構成の複雑化により、様々な問題が発生し、運用における業務負荷も増加しています。さらに、高齢者や障がい者への配慮など、アクセシビリティやユーザビリティといったホームページの質も求められています。  
そこで、市ホームページの抱える問題を解消し、より多くの利用者にとって有用なホームページを構築するため、ホームページリニューアル業務を委託します。受託事業者については、民間の高度な専門知識・技術やノウハウなどを活用した業務実施の提案を得るため、公募により選定します。  
なお、本業務は、奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施される平成22年度緊急雇用創出事業を活用して実施します。
- 3 契約期間 契約日から平成23年3月31日まで
- 4 詳細 「大和高田市ホームページリニューアル業務委託に係る公募についての説明書」及び「大和高田市ホームページリニューアル業務委託提案仕様書」（別途配布）に定めるとおりとする。

## 公売公告兼見積価額公告

### 公告第102号

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定により公告します。

平成22年10月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

公 売 財 産 の 内 容	別紙のとおり		
公売保証金及び見積価額	別紙のとおり		
公 売 の 方 法	せり売り		
公売参加申込受付期間	平成22年10月15日13時00分から 平成22年10月27日23時00分まで		
公売保証金納付期間	平成22年10月15日13時00分から 平成22年10月27日23時00分まで		
入 札 期 間	平成22年11月2日13時00分から 平成22年11月4日23時00分まで		
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム		
売 却 決 定	日時	平成22年11月5日10時00分	場所 収納対策室
買 受 代 金 納 付 期 限	平成22年11月16日14時30分		
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件	<p>以下のいずれかに該当する方は、公売に参加すること及び財産を買い受けることができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大和高田市が定める「インターネット公売ガイドライン」の内容を承諾せず、又は遵守できない方</li> <li>2 20歳未満の方(親権者を代理人とするときは除きます。)</li> <li>3 日本語を完全に理解できない方(日本語を理解できる代理人がいる場合は除きます。)</li> <li>4 国税徴収法第92条(買受人の制限)又は同法108条第1項(公売参加者の制限)に該当する方</li> <li>5 公売財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方</li> <li>6 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合は除きます。)</li> </ol>		
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付していただく必要があります。</li> <li>2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録税等)は買受人の負担となります。</li> <li>3 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは、売却決定を取り消します。</li> <li>4 大和高田市は、公売財産について瑕疵(かし)担保責任を負いません。</li> <li>5 買受代金の納付期限について、国税徴収法第115条第2項の規定により大和高田市が必要と認めるときは、30日を限度として延長することがあります。</li> <li>6 その他については、大和高田市インターネット公売ガイドラインによります。当ガイドラインは、大和高田市公式サイト上に掲載しています。</li> </ol>		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに「債権現在額申立書」により申し出てください。</p> <p>なお、「債権現在額申立書」の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>			
<p>※問い合わせ先 大和高田市 財務部 収納対策室 TEL0745-22-1101(内線238)</p>			

公売公告兼見積価額公告(別紙)			
公売財産、公売保証金及び見積価額一覧			
売却区分の番号	公売財産の名称、数量、内容及び保管場所	公売保証金	見積価額
22-14	名称 大鉢 数量 1個 内容 陶器 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-15	名称 置時計 数量 1個 内容 グラス10 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-16	名称 パーティセット 数量 1セット 内容 大皿1枚、小皿5枚、ピック5本 保管場所 大和高田市収納対策室	150円	1,500円
22-17	名称 信楽焼 干支置物 数量 1個 内容 陶器 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-18	名称 大理石 煙具 数量 1個 内容 灰皿、煙草器 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-19	名称 時計付ファイバーライト 数量 1個 内容 時計 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-20	名称 お茶漬けセット 数量 鉢5、敷皿5 内容 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-21	名称 井椀セット 数量 1セット 内容 井椀5、敷皿5、箸5 保管場所 大和高田市収納対策室	150円	1,500円
売却区分の番号	公売財産の名称、数量、内容及び保管場所	公売保証金	見積価額
22-22	名称 漆塗物入れ(ビルマ製) 数量 1個 内容 竹製漆器 保管場所 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
22-23	名称 信楽焼花器 数量 1個 内容 陶器 保管場所 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
22-24	名称 板仏(印度様) 数量 1枚 内容 板彫 保管場所 大和高田市収納対策室	1,000円	10,000円

22-25	名称 数量 内容 保管場所	九谷焼獅子置物 1体 陶器置物、土台(木) 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
22-26	名称 数量 内容 保管場所	木彫大黒天 1体 一棟彫 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
22-27	名称 数量 内容 保管場所	塗金仏象 1体 仏像 大和高田市収納対策室	3,000円	30,000円
22-28	名称 数量 内容 保管場所	飾り額縁 象(皮製) 1個 飾り額縁 大和高田市収納対策室	300円	3,000円

**教育委員会**

**教育委員会規則第1号**

児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年9月2日

大和高田市教育委員会  
委員長 松村 宗昭

児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則  
児童ホーム設置条例施行規則(平成13年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
第3条第1項の表中

「

高田児童ホーム	70人	を
---------	-----	---

」

「

高田第1児童ホーム	70人	に、
高田第2児童ホーム	50人	

」

「

磐園児童ホーム	40人	を
陵西児童ホーム	50人	

」

「

磐園第1児童ホーム	40人	に改める。
磐園第2児童ホーム	40人	
陵西第1児童ホーム	50人	
陵西第2児童ホーム	50人	

」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童ホーム設置条例施行規則の規定は、平成22年4

月1日から適用する。

教育委員会告示第17号

大和高田市教育委員会10月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成22年9月21日

大和高田市教育委員会  
委員長 松村 宗昭

記

日時 平成22年10月1日(金) 午前10時00分  
場所 大和高田市役所 別棟2階 教育長室  
議案 第1号 委員長及び委員長職務代理者の選出について  
第2号 その他

教育委員会告示第18号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年10月1日

大和高田市教育委員会  
委員長 松村 宗昭

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号を次のように改める。

(6) 小中学校及び幼稚園の補助員

第3条第7号中「常勤講師及び臨時実習助手」を「講師、実習助手及びクラブ活動指導員」に改める。

別表中

「

一般事務職	短期雇用	—	5,500円	685円
	事務補助、職員代替	—	6,600円	—

を  
」

「

一般事務職	短期雇用	—	5,500円	700円
	事務補助、職員代替	—	6,600円	—

に、  
」

「

幼稚園補助員				1,250円
高等学校常勤講師	196,872円			
高等学校臨時実習助手	168,688円			

を  
」

「

小中学校及び幼稚園の補助員	—	—	1,250円	
高等学校講師	196,872円	—	2,500円	
高等学校実習助手	168,688円	—	2,000円	
高等学校クラブ活動指導員	—	—	2,000円	

に改める。  
」

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

教育委員会告示第19号

大和高田市教育委員会10月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成22年10月1日

大和高田市教育委員会  
委員長 松村 宗昭

記

- 日 時 平成22年10月5日(火) 午後2時00分
- 場 所 さざんかホール 4階 会議室
- 議 案 第1号 平成22年度教育委員会表彰被表彰者について  
第2号 平成22年度「教育の日・大和高田市青少年健全育成研修会」開催要項について  
第3号 後援願いについて  
第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第35号

平成22年9月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年9月2日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

- 3分の1の数 19,241人
- 6分の1の数 9,621人
- 50分の1の数 1,155人

選挙管理委員会告示第36号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年9月2日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

記

- 1 日 時 平成22年9月15日(木) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者について  
第2号 その他

選挙管理委員会告示第37号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年9月29日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成22年10月8日(金) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 在外選挙人名簿の抹消について  
第3号 その他

**監査委員**

**監査委員告示第2号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成21年度出資団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成22年9月27日

大和高田市監査委員 吉井保次  
友田順子

## ○平成21年度大和高田市土地開発公社監査結果

## 第1 監査の概要

1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社  
平成21年度出納その他の事務
2. 監査の期間 平成22年7月1日～平成22年7月31日
3. 監査の結果 今回の監査は平成21年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

## 第2 事業の概要

## 1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社(以下「公社」という。)は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した、近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理を行うため営業外事業として、臨時有料駐車場を開設している。

## 2. 設立と沿革

前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

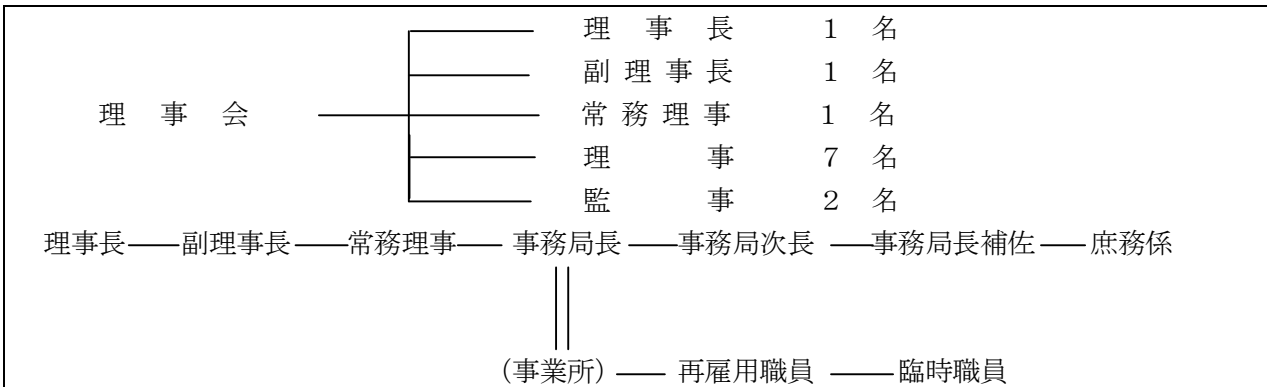
なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

## 3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は平成22年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員4名(4名兼務)及び公社職員4名(臨時職員を含む。)をもって構成されている。

(管理組織図)





4. 事業実施状況

平成21年度の事業実施状況は次のとおりである。

(1) 取得

事業名	面積 (㎡)	取得価格(円)	備考
本郷・大中線街路事業用地	328.67	115,528,440	補償費を含む
合計	328.67	115,528,440	

(2) 売却

事業名	面積 (㎡)	売却価格(円)	備考
市庁舎西側用地	947.54	295,949,210	
本郷・大中線街路事業用地 (南本町)	19.24	19,469,303	補償費を含む
中和幹線道路新設事業用地 (土庫)	568.54	47,492,486	
合計	1,535.32	362,910,999	

第3 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合し、預金については在高証明書により確認したところ、計数は正確であることが認められた。

第4 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5 むすび

前年度に策定された「土地開発公社経営健全化に関する計画」に沿って、順調に事業用資産の売却が進み資産残高、借入金残高が減少し改善されつつあるが、依然として事業用地の長期保有による経営の圧迫が続いている。

本来、公社が事業用資産として取得した土地は、速やかに市の事業に活用されることが健全な事業経営であり、経営の早期健全化に向け、今後もこの計画を積極的に推進され、より効率的な経営に努められたい。

借入にあたっては、今後とも金融機関等と十分な協議を行い、低利な資金への借換等更なる調達コストの低減を図られたい。

**農業委員会**

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

平成22年9月28日

大和高田市農業委員会  
会長 水 井 豊

日時 平成22年10月7日(木)午後3時00分  
場所 大和高田市役所 3階 東会議室  
議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(知事許可)  
第2号 農地法第5条規定による申請の件  
第3号 農地法第18条第6項について通知の件  
第4号 その他

**公営企業**

**水道事業告示第5号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成22年10月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
北戸設備	北戸 功介	大阪府松原市立部1丁目172番地の4